



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 17

March 2016

会計トピック④

銀行業における予想信用損失会計
導入に関するガイダンス

kpmg.com/jp



銀行業における予想信用損失会計導入に関するガイダンス

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

パートナー 大川 圭美

ディレクター 大庭 寿和

予想信用損失会計の導入が国際財務報告基準（IFRS）を適用する地域では2018年より、米国では2019年より開始されることが予定されています。予想信用損失会計は金融機関、特に銀行の貸倒引当金の計上のタイミングや金額をこれまでとは変える会計基準の大きな変更です。2015年12月には、国際的に活動する銀行がこの予想信用損失会計基準の高品質な適用と健全な信用リスク管理が達成されるように、バーゼル銀行監督委員会からガイダンスが、また、関連するリスク開示を充実させる目的で開示強化タスクフォースからガイダンスが、それぞれ公表されました。本稿では、それぞれのガイダンスの概要を説明しています。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者らの私見であることをあらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- 予想信用損失会計の特徴は、信用事象の発生の有無に関係なく、信用リスクの変化を予想信用損失として直ちに純損益に計上することと、予想される将来情報を測定に反映させることにある。
- バーゼル銀行監督委員会は、予想信用損失会計の高品質な適用と健全な信用リスク管理が達成されるように、監督上の要求事項（ガイダンス）を公表している。ガイダンスは、委員会が期待する、銀行が構築すべきポイントを含む包括的なものである。
- 予想信用損失会計では、銀行間の比較可能性のために開示が重要になる。このため、開示強化タスクフォースではリスク開示に関するガイダンスを公表しており、強制適用までの期間における開示を含む推奨される開示項目が示されている。



大川 圭美
おおかわ たまみ



大庭 寿和
おおば としかず

I. 予想信用損失会計の概略

1. 予想信用損失会計の導入の背景

金融危機後、発生損失モデルにおける銀行の貸倒引当金の「過少計上と計上遅延 (Too little, too late)」問題に対処するために、IASBとFASBは「予想信用損失会計」を導入しました。IASBは予想信用損失モデルに基づく測定基準を含むIFRS第9号を公表し、2018年1月1日以降開始する事業年度より適用が開始されます。米国でも、FASBが現在予想信用損失モデル (CECLモデル) に基づく最終基準を2016年6月までに公表する予定であり、2019年1月1日以降適用が強制される予定です。

2. 予想信用損失モデルの特徴

発生損失モデルでは、信用事象が発生して初めて引当金を認識し、過去事象と報告日現在の状況を報告日の評価に反映させることが要求されます。一方、予想信用損失モデルでは、信用事象を引当金認識のトリガーとはせず、信用リスクの変化を直ちに予想信用損失として純損益に認識するもので、信用リスクの変化の評価にあたり、信用事象の発生 (例：支払遅延や借手の財務状況の悪化などの既に生じている過去事象) や報告日現在の状況 (例：足許の経済状況や借手の現在の財務状況を反映した貸倒実績に対する調整など) のみならず、将来事象がもたらす信用リスクの悪化 (例：予想される失業率の増加による支払遅延の増加や円高進行による将来の競争力低下による財務状況の悪化) の予想 (「フォワード・ルッキング情報」) も予想信用損失の評価及び測定において考慮することが求められます。フォワード・ルッキング情報には、個別の借手に関する情報のみならず、マクロ経済状況に関する将来予想を含みます。企業は、過大なコストや労力をかけない範囲で利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければなりません。

予想信用損失モデルの対象は、貸出金のみならず、ローン・コミットメントや金融保証を含みます。IFRS第9号では、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識する区分 (例：トレーディング目的) 以外の債券投資に対しても、予想信用損失モデルが適用されます。

また、IFRS第9号では、当初認識時の信用リスク状況と比較して、著しい信用リスクの増大が生じているか否かで、計上すべき信用損失額が異なります。著しい信用リスクの増大がない場合には12ヶ月の予想信用損失 (ECL) を計上し、それ以外は残存期間にわたるECLを計上します。著しい信用リスクの増大が生じているかの判定にも、フォワード・ルッキング情報を考慮しなければなりません。

3. フォワード・ルッキング情報に関するITGでの議論

IASBが設立した、IFRS第9号の減損規定の適用に関する論点を議論する会議体である金融商品減損移行グループ (ITG) でも、フォワード・ルッキング情報を反映する際の論点に関して議論がされています。以下に今までに議論された主な論点についてまとめています (図表1参照)。

【図表1 ITGで議論された主なフォワード・ルッキング情報に関する論点】

ITG会議	論点	ITGの審議事項
2015年9月	将来事象の発生可能性と合理的かつ裏付け可能な情報の判定	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生の可能性が低いことのみをもって、起こりうる事象または結果を無視すべきではない。 ● フォワード・ルッキング情報をどのように特定するかについてのアプローチを企業は確立すべきであり、このアプローチは適切なガバナンスとコントロールに基づく必要がある。 ● 予想信用損失は予想される損失を反映するものであり、経済状況悪化のシナリオに偏った測定をすべきではない。
2015年12月	検討すべき将来シナリオ数	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来予想シナリオを織り込む際には、様々な結果の範囲や確率を検討しなければならない。 ● 予想信用損失の見積りに使用されるシナリオは、資本計画や予算策定などと整合的でなければならない。

II. バーゼル銀行監督委員会「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」の概略

1. ガイダンスの目的

バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は、2015年12月、予想信用損失会計フレームワークの導入と適用に関連する健全な信用リスク管理に関するガイダンスを公表しました。予想信用損失会計フレームワークが要求されない地域についても、健全な信用リスク管理に関連する部分は適用されます。このガイダンスは予想信用損失会計フレームワーク全般に関連する本則と、IFRSを適用する銀行向けのAppendixにより構成されています。

ガイダンスは、全ての貸出エクスポージャーを対象とし、貸出金、ローン・コミットメント、金融保証に適用されます。

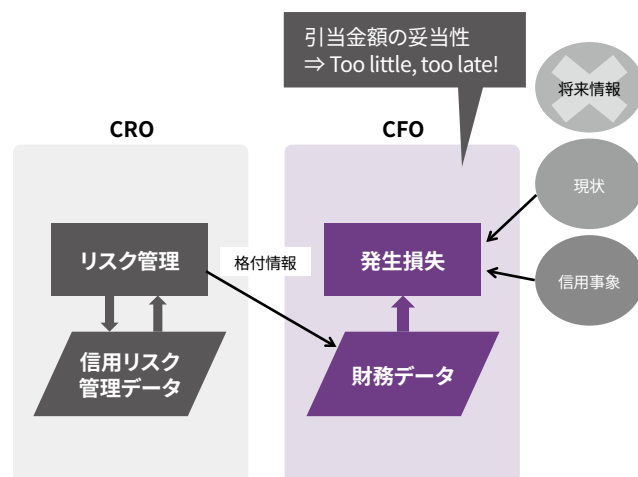
ガイダンスは国際的に活動する銀行を対象にしており、銀行やポートフォリオの規模や複雑性に依りて、当ガイダンスの適用程度が異なる比例原則に基づき適用されることが可能です。会計上の重要性の原則が適用されますが、重要性の判断は純損益に対する影響だけで行うべきではありません。また、予想信用損失会計フレームワークでは、悪化も改善も同様に反映することが必要です。BCBSは、信用リスクの評価や測定に関連する合理的で裏付け可能な情報を検討することを求めており、情報が合理的で裏付け可能であるか否かの判定には、判断が必要です。

予想信用損失アプローチの導入により、フォワード・ルッキング情報を考慮することが必要になりますが、信用リスク管理は銀行の中核業務であるため、フォワード・ルッキング情報の検討は十分なデータセットにより裏付けられることが期待されています。また、適切な監視と有効な内部統制により、予想信用損失(ECL)評価・測定プロセスにおいて偏りがもたらされないことが必要になります。

2. 予想信用損失会計の導入に関する監督上の要求事項

発生損失アプローチの下では、将来情報は認識・測定において考慮されてはならず、また、信用リスク管理で使われるデータは必ずしも財務会計上の信用損失の計算には反映されていませんでした(図表2参照)。

【図表2 発生損失モデルにおける信用リスク管理と減損損失の関係】



出典:筆者作成

新たなコンセプトである予想信用損失アプローチにより、将来情報を考慮して確率加重ベースで予想信用損失を認識することで、企業の将来の経済状況に関する見積りが信用損失の測定に反映され、より適時に適切な引当金が計上されることが期

待されています。この新たなコンセプトはまた、異なる目的で使用されるデータ、プロセス等を共通して使用することで、見積りの結果の整合性が達成され、また、すべての入手可能な関連する情報が捉えられ、信用リスクや貸倒実績などの情報が、信用リスク管理部門、財務及び規制報告作成部門、及び営業部門で共有されフィードバックがなされることで、より健全な信用リスク管理に向けての循環が生じることが期待されています。BCBSは、予想信用損失会計フレームワークの今後の適用に関連して健全な信用リスク管理について11の原則(うち8つの原則は銀行への要求事項)に基づくガイダンスと、AppendixでのIFRS適用企業に対するガイダンスを提供しています。図表3では、8つの原則(銀行への要求基準)の全体像を表しています。

(1) 原則1: 経営陣の責任

銀行の取締役会及び経営陣は、銀行が自ら定めた方針にのっとり、会計基準及び関連する監督ガイダンスに従って適切な引当を継続的に決定するように、適切な信用リスク管理を行っていることを確保する責任があります。このためには、リスク・アペタイトに応じた信用リスク管理戦略やリスク管理方針プロセスの構築が必要であり、また適切なECLを決定するためにシステマティックかつ継続的に適用されるプロセスの構築と維持が必要です。また、ECL評価・測定プロセスにおいて、すべての関連する合理的で裏付け可能な情報が含まれていることを確保するなど、営業部門からは独立した信用リスク評価・測定プロセスが明確に定義されていることが必要であり、それをレビューする独立した内部監査機能の構築運用も必要です。

(2) 原則2: 健全なECL測定方法

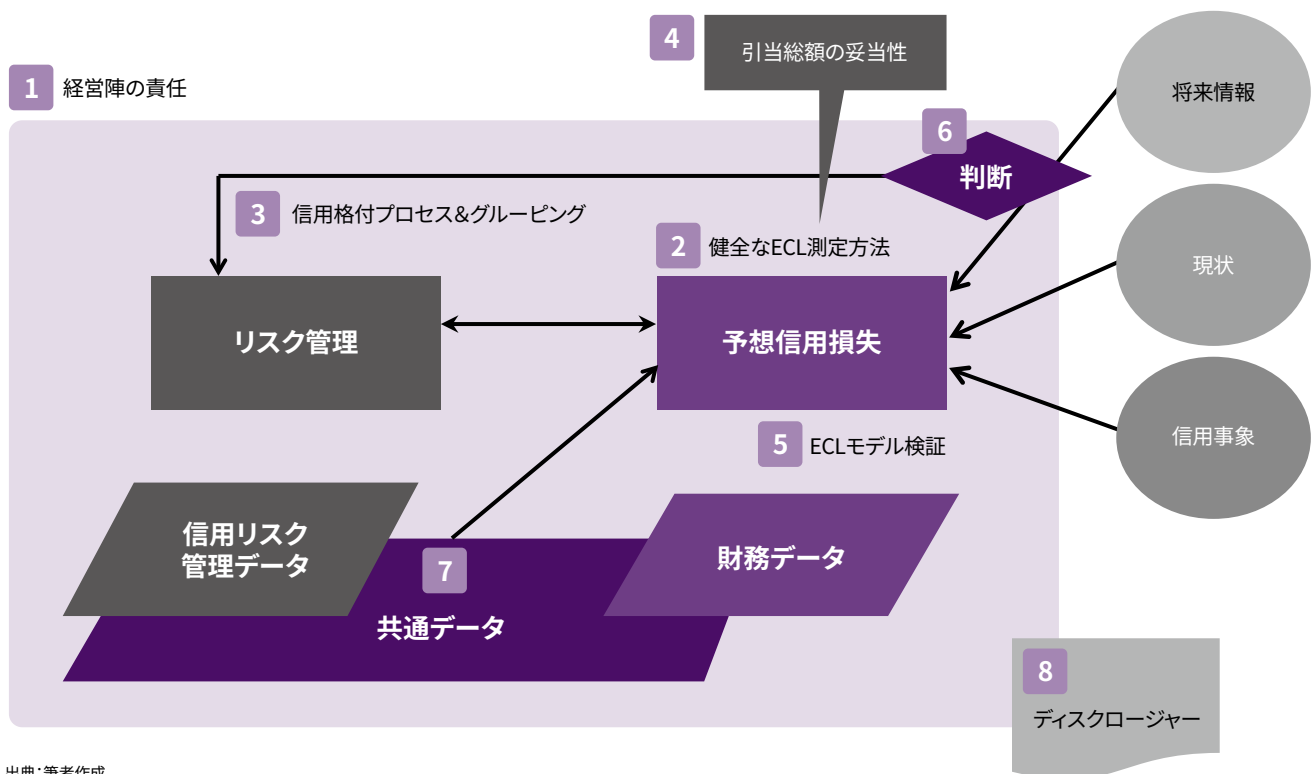
銀行は貸出エクスポージャーの信用リスクの評価・測定のための方針、手続き及びコントロールを規定する健全な方法を採用し、文書化し、それに従う必要があります。この結果、適切かつ適時に予想信用損失を認識することが可能になると期待されています。

(3) 原則3: 信用格付プロセス及びグルーピング

銀行は共通する信用リスク特性に基づき適切にグルーピングされた貸出エクスポージャーに対する格付判定プロセスを有しなければなりません。グルーピングは信用リスクの変化を評価し、ECLの見積りに対する影響を測定できるように、十分な粒度で設定されなければならない、適切なレビューと内部統制承認手続きの対象になります。また、新たなリスク要素の発現等により、グルーピングの見直しが必要になる場合があります。

信用リスク格付やモデル化プロセスで検討されていない特定のリスク要素の存在が明らかになった場合には、当該リスク要

【図表3 予想信用損失モデルにおける信用リスク管理と予想信用損失の関係】



出典:筆者作成

素をECLに反映させるために、一時的調整を予想信用損失測定額に対して行う場合があることが示されています。一時的調整はあくまでも短期的な対応策であり、その使用には判断が必要です。また、将来予想と整合的でなければならず、適切なガバナンス・プロセスの対象であることも必要です。

(4) 原則4: 引当総額の妥当性

銀行は、ECL総額が妥当であり、会計基準上の目的と整合的であることを検討するプロセスを有することが必要です。フォワード・ルッキング情報をECL見積りにどのように反映させるかに従い、銀行は個別評価又は集成的評価を行います。使用される見積り技法は特定の状況下で最も適切で、銀行の信用リスク管理方法と整合的でなければなりません。報告日におけるECLに影響する事象や状況がECL測定手法に含まれていない場合には、一時的調整が必要となる可能性があります。しかし、一時的調整の理由が新たなリスク要素の出現などによる場合には、長期的にはECL測定手法の改訂が必要です。継続してECLに影響を与えるリスク要素に対する一時的調整を長期間にわたり使用することは適切ではありません。

(5) 原則5: ECLモデル検証

銀行は、ECLを評価・測定するのに使用するモデルの検証方針と手続きを保持しなければなりません。モデル検証はECLモ

デルが最初に導入された時に行い、その後重要な変更があった場合に行うことが求められます(モデル導入時・変更時検証)。また、銀行は定期的に(例えば年に1回)はECLモデルのレビュー(通常検証)を実施することも必要です。

(6) 原則6: 経験に基づく判断

経験に基づく判断、特に、マクロ経済要素を含む、合理的で裏付け可能なフォワード・ルッキング情報の検討時における経験に基づく判断は、ECL評価・測定において必要不可欠です。銀行にはECL見積りプロセスに組み込まれたフォワード・ルッキング情報が特定のエクスポージャーまたはポートフォリオにおける信用リスク・ドライバーにリンクすることを証明することが求められます。リスク・ドライバーとの明確なリンクがない場合、経験に基づく判断は、個別または集成的な引当の適切なレベルを設定するのに極めて重要です。特定のフォワード・ルッキング情報が関連性はあるものの、ECL測定に個別または集成的評価に反映されていない場合、一時的調整が必要となる可能性があります。

(7) 原則7: 共通データ

銀行は、信用リスクを評価し、かつ、ECLを適切に計上するために、共通のシステム、ツール及びデータに対する強力な基礎を提供する、健全な信用リスク評価及び測定プロセスを有

しなければなりません。共通データの利用によるECL見積りの信頼性や整合性の強化は、透明性の向上と、市場規律を通じて健全な信用リスク管理のベスト・プラクティスへ倣うインセンティブをもたらすと期待されています。

(8) 原則8: ディスクロージャー

一般に公表されるディスクロージャーは、適時に、関連する意思決定に有用な情報を提供することで、透明性と比較可能性を促進することが期待されています。財務及び信用リスク管理に関する開示は、適用される会計フレームワークと監督フレームワークに従い行われます。銀行監督当局、市場監督当局、基準設定主体、投資家、アナリスト及び銀行は、開示フレームワークの適切性を評価し、透明性と開示される情報の関連性を向上させるために、継続的に改善を行う必要があります。BCBSは銀行が、関連性のある比較可能な情報を提供する目的で、開示を改善し続けることを推奨しています。

3. IFRSを適用する銀行に適用される監督上の要求事項

Appendixでは、IFRSを提供する銀行に適用される要求事項として、(1)12ヵ月予想信用損失、(2)信用リスクの著しい増大の評価、(3)実務上の簡便法の利用を挙げています。

(1) 12ヵ月予想信用損失

適時適切にECLを認識することができるように、12ヵ月ECLの金額は、経営陣の経験に基づく判断を反映し、かつ複数のシナリオを検討することで偏りのない確率加重推定値を表すべきであるとされています。この際、信用リスクに関連するリスク・ドライバーに十分に感応度の高い12ヵ月ECLを算定するために、銀行は、信用リスクの評価測定に影響することが判明している、合理的に入手可能な、偏りのない、すべての合理的で裏付け可能な情報を利用することが期待されています。なお、高リスクのエクスポージャーは、当初認識時は12ヵ月ECLの対象ですが、信用リスクの急速な低下が生じる可能性が高いため、より重点的なモニタリングの対象とする必要があります。

(2) 信用リスクの著しい増大の評価

IFRSでは当初認識時の信用リスクとの比較で、著しい信用リスクの増大があると判断される場合(相対アプローチ)、残存期間にわたる予想信用損失の認識が必要となります。ガイダンスでは相対アプローチ適用時の留意事項を提示しています。将来情報は相対アプローチ適用時にも影響を与えます。個別または類似の信用リスク特性を有するポートフォリオ・ベースで著しい信用リスクの増大を判定する際に、借手固有の状況に加え、借手(またはグループ)に関連するマクロ経済状況等のフォ

ワード・ルッキング情報を用いて判断することが必要とされています。これを可能とするガバナンス、システム、プロセス、データや内部統制の構築が必要です。

なお、信用リスクの著しい増大の評価を集合的に行う場合、ポートフォリオ・ベースのエクスポージャーのリスク・ドライバーに対する感応度の相違により、ポートフォリオの定義を見直すことが必要となる場合があります。

(3) 実務上の簡便法

IFRS第9号では、信用リスクが低い(例:投資適格)場合には、著しい信用リスクの増大はないとみなすという除外規定や、過大なコストや労力が必要な場合には、延滞情報のみで信用リスク判定を行うという実務上の簡便法の使用が認められています。しかし、BCBSは国際的に活動している銀行に対しては、これらの実務上の簡便法の利用を実質的には制限していると考えられます。

4. 銀行の健全性規制対応との関係

銀行の信用リスク管理の実務は、バーゼル資本規制などの健全性規制と密接に関連しているため、規制対応のための取組みを予想信用損失会計においても適切に活用することが合理的であり、共通データを活用することで、健全な信用リスク管理と適切適時なECL計算が達成されることが期待されていると考えられます。但し、以下のように、両者の違いや最近の健全性規制の変化などに留意した対応が必要です。

(1) 各種要件の相違

先進的内部格付手法(AIRB)を採用する銀行では、バーゼル資本規制における信用リスクアセットの算出において、内部格付の使用やPD(Probability of Default)、LGD(Loss Given Default)といったリスク・パラメータの自行推計が認められているため、予想信用損失会計に必要な基礎的な材料は、既に規制対応のなかで整備されているといえます。

しかし、本ガイダンスでも指摘されているように、例えばバーゼル規制では期間12ヵ月の長期平均PDが求められるのに対して、予想信用損失会計では過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測を反映した期間12ヵ月及び残存期間のPDが必要となります。また、バーゼル資本規制においては景気後退期を反映したLGDが要件であるのに対して、会計ではそうした保守的な上乗せ措置は求められません。従って、こうした要件の相違を必要に応じて調整したうえで、規制対応の取組みを活用することが重要となります。

(2) バーゼル資本規制の見直し

金融危機後の規制改革で残された課題の1つとして、バーゼル資本規制のリスクアセット計測における過度なばらつきを削減し、比較可能性を向上させるための見直しに係る議論が進んでいます。その結果、今後銀行によるモデルの活用及びリスク・パラメータの自行推計の領域が規制上は限定される可能性があります。それに伴い、予想信用損失会計において活用できる材料（リスク・パラメータの自行推計を維持するためのガバナンス体制も含む）は変化していく可能性があるため留意が必要です。

(3) ストレステスト実務の進展

銀行の経営管理・リスク管理において、ストレステストの重要性は広く認識されてきましたが、欧米においては、金融行政のマクロブルーデンスにおける重要なツールとして運用されており、業界としてもストレステストに係る実務が急速に進展しています。ストレステストでは、マクロ経済指標の動きを銀行の主要なリスクファクターと関連付け、マクロ経済指標を用いたリスクファクターの将来予測に係るモデル化や定性判断の仕組み作りが論点となりますが、予想信用損失会計における将来予測における論点と類似する部分も少なくないといえます。従って、予想信用損失の見積りに際して、ストレステストにおいて整備したモデルを活用することも選択肢の1つであると考えられます。

(1) 開示強化タスクフォースとは

EDTFは金融安定理事会（FSB）により2012年5月に設立された民間のイニシアティブであり、銀行及びその他の金融機関のリスク開示の品質を改善する方法を調査することを設立目的としています。EDTFは2012年に「銀行のリスク開示の改善」という報告書を公表し、そこで7つの基本原則（図表4参照）に基づくリスク開示を提案しており、合わせて32項目の改善提案を行っています。これらの基本原則や改善提案は国際的な大手金融機関を対象として策定されており、あくまでもガイダンスとしての位置づけです。2014年、2015年には、適用状況に関する経過報告書を公表しています。

【図表4 7つの基本原則】

基本原則	内容
原則1	開示は明瞭で、バランスが良く、理解可能でなければならない
原則2	開示は包括的で、銀行のすべての主要な活動やリスクを含まなければならない
原則3	開示は関連性のある情報を提供しなければならない
原則4	開示は銀行がどのようにリスクを管理しているかを反映しなければならない
原則5	開示は期間にわたって首尾一貫しなければならない
原則6	開示は銀行間の比較を可能とするものでなければならない
原則7	開示は適時に提供されなければならない

出典：「銀行のリスク開示の改善」（EDTF, 2012年）より抜粋

Ⅲ. 金融安定理事会/開示強化タスクフォース報告書「銀行のリスク開示における予想信用損失アプローチの影響」

1. 報告書の背景と概略

予想信用損失モデルでは、将来に関する見方の相違や将来情報のポートフォリオに与える感応度の違いなどから、企業が使用するECLモデルの詳細情報等が十分に提供されなければ会社間の比較可能性は達成できません。また、ECLは新たな会計概念であり、現行規定からの大きな変更であるため、その影響に関する投資家との対話も重要です。このため、開示強化タスクフォース（EDTF）は、2015年12月に「銀行のリスク開示における予想信用損失アプローチの影響」と題した報告書を公表しました。

(2) 報告書の概略

2015年12月に公表された「銀行のリスク開示における予想信用損失アプローチの影響」では、新たな予想信用損失アプローチに対する2012年報告書の7つの基本原則と32項目の改善提案の適用可能性が検討され、7つの基本原則は予想信用損失アプローチに対してもすべて引き続き適用可能であるとされています。特に、原則1（開示は明瞭で、バランスが良く、理解可能でなければならない）は重要で、「定性開示と定量開示との適切なバランス」と「わかりやすい説明」が必要であるとされています。原則3（開示は関連性のある情報を提供しなければならない）の重要性も強調されています。特に、どの要素やリスクがECL測定に変動性をもたらすかを評価し、それらがもっとも重要な理由を説明し、関連する定量開示及び定性開示を提供することが推奨されています。最後に、原則6（開示は銀行間の比較を可能とするものでなければならない）に鑑み、銀行は、高品質の開示が情報利用者の理解を助けるよう、各銀行のビジネスモデルやニーズに応じた方針及び計算方法により算定されるECLの比較を可能とするようにしなければならないとされています。

報告書はまた、32項目の改善提案の一部に予想信用損失アプローチに関する開示事項を追加しています(図表5参照)。推奨されるこれらの追加開示事項は、一時的な検討ポイントと、永続的な検討ポイントに分けてガイダンスが提示されています。

また、情報の入手可能性との兼ね合いから、強制適用までの期間にわたり、開示内容を徐々に拡大するフェーズ別アプローチが推奨されています。

2. EDTFが推奨する開示事項

EDTFは32項目の改善提案は予想信用損失アプローチにおいても適用可能と判断していますが、追加で開示を検討すべき項目が挙げられています。開示は、2018年の強制適用前後で引き続き開示が必要な『永久開示』、強制適用前の期間において開示が必要な『一時的開示』、強制適用後から開示が適用になる『ECL適用後永久開示』に分けられます(図表5参照)。

【図表5 改善提案項目と予想信用損失アプローチの導入により追加された開示】

改善提案2: 銀行のリスク関連の用語、リスクの測定方法を定義し、使用される主要なパラメーターを開示する	永久
ECLアプローチの主要なコンセプトをどのように解釈し、適用するかを開示する	永久
ECLアプローチの導入において開発されたECLモデル算定方針及び計算方法を開示する	永久
改善提案3: 重大なリスク及び新たなリスクについて解説する	ECL適用後永久
ECLの変動の主要リスク・ドライバーに関する定量開示を検討しなければならない。但し、重要な変化を理解するのに関連し、有用なものに限る。	一時的
現行の減損アプローチの下適用されるコンセプトや算定方針及び計算方法(モデルを含む)とECLアプローチのそれらがどのように異なるのか解説を提供する。特に、現行の減損規定では関係がないものの、ECLの変動をもたらす要素に焦点を当てる。	一時的
改善提案4: 新しい規制上の主要比率(例: 安定調達比率、流動性カバレッジ率、レバレッジ比率)に対するECLアプローチの与える影響を開示する	永久
改善提案5: 銀行のリスク管理体制、プロセス及び主要な役割を概説する	一時的
銀行は予定しているECL導入戦略(導入スケジュールを含む)を説明することを検討しなければならない	永久
ECLアプローチを運用するために、どのようにリスク管理体制、プロセス及び主要な役割を構築したのかを開示する	ECL適用後永久
改善提案7: 銀行のビジネスモデル及び活動から生じる主要なリスク、銀行のビジネスモデルの観点からのリスク・アパタイト及びリスク管理方針を説明する	

改善提案8: 銀行のリスク・ガバナンス及び資本規制の下で、ストレステストをどのように利用しているかを説明する	一時的
ストレステスト・プログラムとECL会計導入との関連性(もしある場合には)を説明する	一時的
改善提案12: 資本計画に関する定性的及び定量的説明を行う	一時的
銀行はECL規定がどのように資本計画(特に自己資本比率の達成)に影響を与えると想定しているかの説明を、その影響の程度に応じて検討しなければならない。これには、経営陣が予想している戦略的变化も含む。どの程度の規制上の要請があるかが不明瞭、または未だ完全には決定されていない場合、その不確実性の影響も説明しなければならない	ECL適用後永久
改善提案15: 平均デフォルト確率(PD)、デフォルト時損失(LGD)、エクスポージャー(EAD)、リスクアセット総額(Total RWA)、リスクアセット・総資産比率(RWA density)を含む、銀行勘定の信用リスクを表形式で開示する	ECL適用後永久
銀行は資本規制目的で使用しているものと同様の信用の質の開示を検討すべきである また、ECLの測定にその他の方法を利用する場合には、その方法の開示を行う	一時的
改善提案26: 情報利用者が銀行の信用リスク特性(重要なリスクの集中を含む)の理解を容易にする情報を提供する	一時的
銀行は、現行の開示目的のセグメンテーションが、ECLアプローチに基づく信用リスクを適切に理解するのに十分な粒度であるかを検討しなければならない	一時的
現実的で信頼性をおくことができるのであれば、ECLアプローチを適用することの潜在的な影響に関する定量的な評価を利用者に提供する	一時的(移行時のみ)
基準適用後最初の期中財務報告で、新しい会計基準で要求される移行開示を提供する	一時的(移行時のみ)
比較情報を修正再表示する場合、それらが作成された測定ベースや情報の制限を明確にする	永久
信用リスクエクスポージャーの理解の一助となる場合には、ピンテージ(貸出実行時期)情報を開示する	永久
改善提案27: 減損債権の特定に関する方針を説明する。減損債権、条件変更債権、不良債権から正常債権に戻った債権のそれぞれの定義、及び条件緩和等の方針の解説を含む。	ECL適用後永久
改善提案28: 減損債権の期首及び期末残高とECLの調整表を開示する	

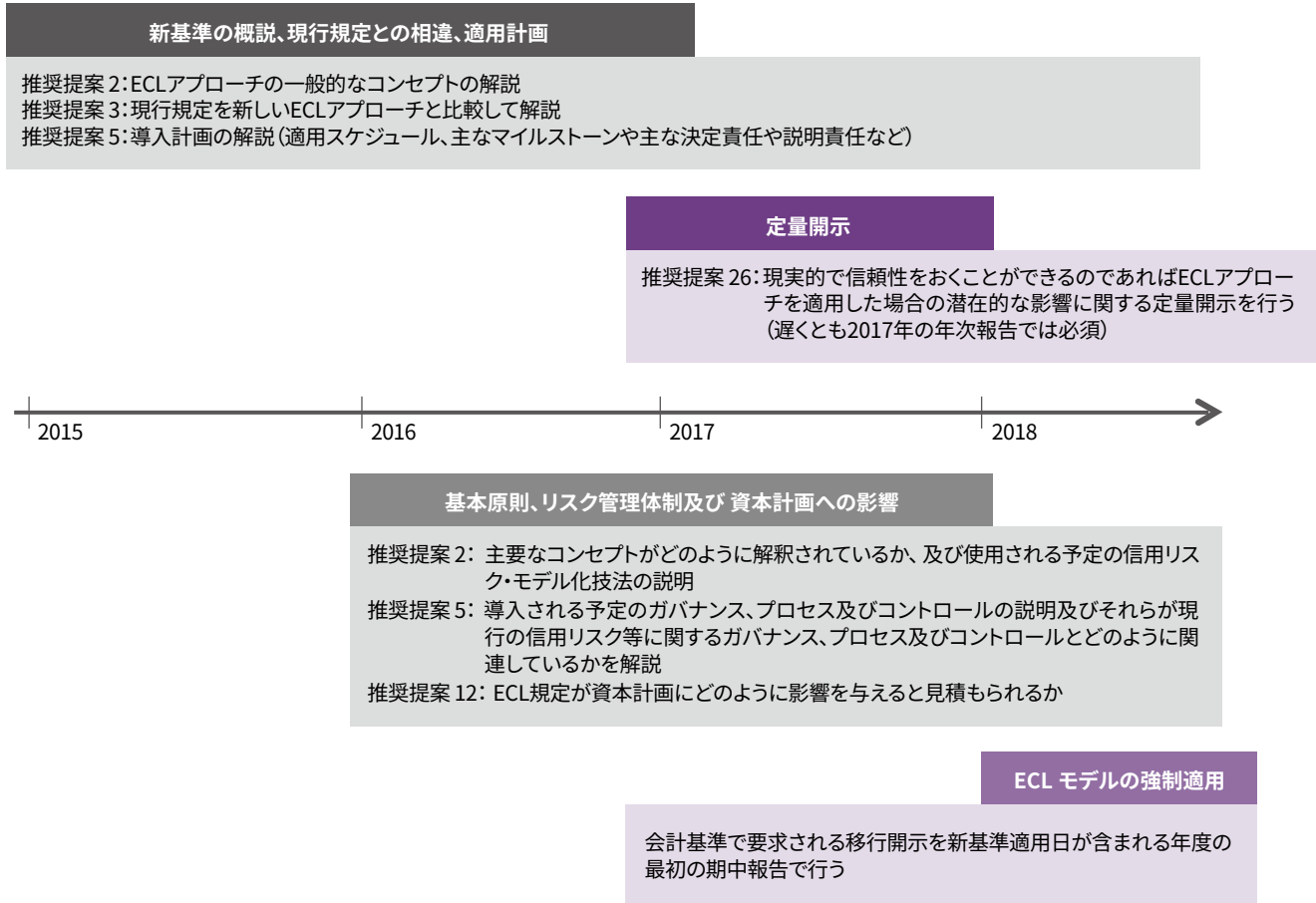
出典:「銀行のリスク開示における予想信用損失アプローチの影響」(EDTF, 2015年)より抜粋

3. 開示のフェーズ別アプローチ

EDTFは、定量情報及び定性情報の開示のタイミングと情報の信頼性とに鑑み、開示の内容と程度を2018年のIFRS第9号の

強制適用までに徐々に拡大するアプローチを推奨しています。12月決算の銀行に期待される開示の内容とタイムラインは以下
図表6のとおりです。

【図表6 開示のフェーズ別アプローチ】



出典:「銀行のリスク開示における予想信用損失アプローチの影響」(EDTF, 2015年)より抜粋

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
TEL: 03-3548-5102 (代表番号)

パートナー 大川 圭美
tamami.okawa@jp.kpmg.com

ディレクター 大庭 寿和
toshikazu.ohba@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.